



国民年金の メリット

国民年金 だより

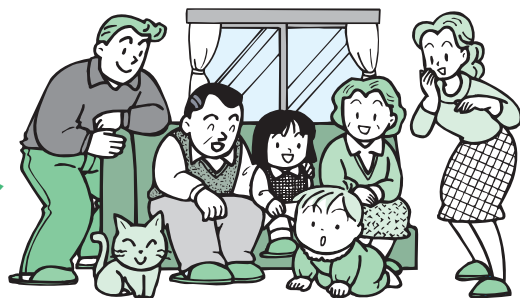
問い合わせ先
市民課 ☎40-5556
栃木年金事務所
(旧栃木社会保険事務所)
☎0282-22-6074、4134

メリット① 老後をずっと支える終身の年金

日本人の平均寿命は、今後もさらに延びることが予想され、老後の生活費の不安が大きくなります。国民年金は、生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です。

メリット② 不測の事態に備える保険としての年金

国民年金は老後だけでなく、加入者が事故や病気や障害が残った場合は「障害基礎年金」が、死亡した時はその遺族に「遺族基礎年金」が支給されます。



メリット③ 納めた保険料分は税金の負担が軽減

納めた保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金が軽減されます。

メリット④ 生涯の年金額は保険料の1.7倍以上！

国民年金の老齢基礎年金は、1/2（平成21年3月分までは1/3）が国庫負担によるため、納めた保険料を上回る給付を受けられる計算となっています。厚生労働省の試算では、例えば1985年生まれの方が40年間納付して65歳から87歳まで受給と仮定した場合、受け取れる年金額は納めた保険料の1.7倍以上となります。

メリット⑤ 国民年金は経済の変動にも負けません！

賃金や物価の変動にあわせて、年金を支える力と給付のバランスをとる仕組みにより年金額が改定されるため、経済社会が大きく変動したとしても年金の価値が保障されるのです。

※上記の「老齢基礎年金」「障害基礎年金」「遺族基礎年金」には受給要件があります。詳しくはお問い合わせください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

平成21年度の学生納付特例の受付は 平成22年4月30日まで

所得が少なく、国民年金保険料を納めることが困難な学生の方には、「学生納付特例」という保険料の納付の猶予が受けられる制度があります。

年度ごとに申請が必要であり、4月30日(金)で平成21年度の受付を締め切ります。申請がまだお済みでない方は、お早めに申請してください。

- 受付窓口 市民課（国分寺庁舎・石橋庁舎・南河内庁舎）
- 必要なもの・年金手帳 ・印鑑
 - ・在学証明書または学生証の写し
 - ・退職（失業）した方が申請を行うときは、退職（失業）したことを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険離職票または雇用保険受給資格者証）